

HELLO WORK information 10

月刊

ハローワーク中津

中津公共職業安定所広報
2025年10月号

contents

- ① 大分県最低賃金「時間額 1,035 円」で答申 P1
- ② 「ユースエール認定制度」のご案内 P2
- ③ リ・スキリング等教育訓練支援融資事業の創設 P2
- ④ 10月には「年次有給休暇取得促進期間」です P3
- ⑤ 令和7年度障がい者就職面接・説明会のご案内 P3
- ⑥ 管内労働市場の状況 P4
- ⑦ セミナー、各種相談会のお知らせ P4



深耶馬溪（中津市）

《事業主・労働者・求職者の皆さまへ》

1

大分県最低賃金「時間額 1,035 円」で答申

9月4日に大分地方最低賃金審議会は、現行の大分県（地域別）最低賃金「時間額 954 円」を 81 円引上げ、「時間額 1,035 円」に改正するよう大分労働局長に答申しました。改正された大分県最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続き等を経た後、令和8年1月1日に発効される見込みです。



1月1日
から
適用の見込み
です！

最低賃金の適用される労働者の範囲

- 年齢に関係なく、正社員、パートタイマー、派遣労働者、学生アルバイト等を含め大分県内で働くすべての労働者に適用

最低賃金の対象となる（ならない）賃金

- 最低賃金の対象となる賃金は毎月支払われる基本的な賃金であり、次の賃金・手当は算入されません。
 - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 時間外・休日・深夜労働割増賃金
 - ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

お問い合わせ先・特設サイト

- 大分労働局労働基準部賃金室
097-536-3215
- 管轄の労働基準監督署

最低賃金特設サイト

検索



「業務改善助成金」は事前に交付申請等が必要ですが、また「キャリアアップ助成金」は賃金規定等の改定前に計画届の提出が必要です。事前に担当部署へご確認下さい！

賃金引き上げの支援策

業務改善助成金 ■業務改善助成金コールセンター0120-366-440

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用ポイント 賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）■助成金センター 097-535-2100

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

活用ポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等を増額した場合、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めない。
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



2

《事業主の皆さまへ》

「ユースエール認定制度」のご案内

若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用労働者数 300 人以下）を厚生労働大臣が認定する制度です。ユースエール認定を取得することで優良企業であることを対外的にアピールできるなどのメリットがあります。人手不足の中、雇用管理や労務管理の改善に積極的に取り組まれている企業におかれましては、ユースエール認定の取得まで目指してみませんか？



【主な認定要件】

- ① 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ② 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働が60時間以上の正社員が1人もいないこと
- ③ 前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
- ④ 直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上

全国 1,329 社認定
(2024 年 9 月末現在)

県内 23 社認定

(2025 年 9 月末現在)

業種内訳：建設業 14 社

医療福祉 3 社

その他 6 社



労働時間を適正に把握できているかも重要なポイントです！



認定企業 A (情報通信業)

【取組と認定取得後の状況】

- ◎入社年度別社員研修によるスキルアップ
 - ◎若手社員の活躍ぶりを SNS 発信
 - ◎業務見直しによる残業時間縮減等
- ⇒「ワークライフバランスを整えやすい」などの志望動機による応募が増え、ここ数年毎年 10 人程度の新卒者を確保、今では従業員の約半数が 20 代という若手躍進企業に成長

認定企業 B (建設業)

【取組と取組後の状況】

- ◎システムを導入し正確な労働時間を把握
 - ◎ポケット Wi-Fi 等を活用し現場技術者の業務を効率化
 - ◎男性育休のモデルケースを確立し、以降男性育休取得者が続き取得率は 100%
- ⇒優良な労務管理と業務効率化により社員の待遇を改善し、新卒者の確保も順調に推移

詳細は
労働局
職業安定課
または
管轄のハローワークへ



3

《労働者・求職者の皆さまへ》

「リ・スキリング等教育訓練支援融資事業」が創設されました！

リ・スキリング等教育訓練支援融資は、スキルアップ等をを目指す方々を支援する目的で新たに創設された制度です。生活面の不安無く訓練を受けることができるよう、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資します。さらに、訓練を修了した方が一定の要件を満たした場合、債務残高の返済が一部免除されます。

■ 融資を利用できる方の主な要件

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
- ② 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと。
- ③ 労働の意思と能力があること
- ④ 職業訓練等の支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
- ⑤ 貸付を希望する理由が適当で、貸付金の返済意思があること
- ⑥ 訓練開始時点において過去に3年以上就業した経験があること
(この他にも要件があります。詳細は厚生労働省HP等でご確認下さい。)

■ 融資額等

「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費（以下、「生活費」）」に対して融資を行います。

【融資上限額】

以下を対象に最大2年間分となります。ただし、年収200万円未満の方や離職者に対しては最大1年間分となります。

- ・教育訓練費用：年間120万円
- ・生活費：年間120万円（10万円／月×12ヶ月）

【融資額】

- ・生活費：月10万円を限度として生活に必要な額として申請された額
- ・教育訓練費用：貸付対象のうち、見積書やパンフレット等によって必要な金額が確認できる額



4

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

～ 年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう ～

もっと自然に
働き方 休み方

計画的な
取得で
実りある
休暇を！

10月は『年次有給休暇取得促進期間』です。

年次有給休暇を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方見直しガイド https://www.kohsho.go.jp/holiday_million_2017/

年次有給休暇取得促進特設サイト

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

詳細は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください

年次有給休暇取得促進特設サイト

検索



「年次有給休暇取得促進」についてのお問い合わせ先

大分働き方改革推進支援センター ☎ 0120-450-836

働き方改革推進支援センター

検索

5

《事業主/求職者の皆さまへ》

令和7年度障がい者就職面接・説明会のご案内

障がいのある方の就職促進を図るため「障がい者就職面接・説明会」を大分労働局、ハローワーク中津、中津市自立支援協議会の主催により、以下のとおり開催いたします。

日時 令和7年11月19日（水） 13:30～15:00（受付開始13:00）
場所 グランプラザ中津ホテル （中津市東本町1-2）

【事業主の方へ】 現在参加事業所募集中です！

参加申し込みについては、10月15日（水）〆切です。

●連絡先 ハローワーク中津 TEL：0979-24-8609

【対象者】

求職中の障がいのある方

面接会に参加される方で、ハローワークでの求職登録がお済でない方は、出来る限り前日までに、最寄りのハローワークで登録をお願いします。

6 管内労働市場の状況

■職業紹介関係 (8月)

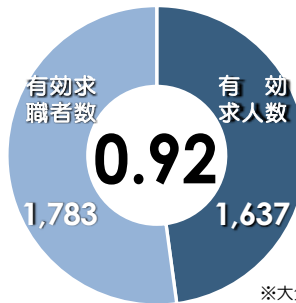
項 目	当 月	前 月	前年同月	前年増減
新規求職 申込件数	366	387	287	79
月間有効 求職者数	1,783	1,775	1,515	268
新規求 人数	626	664	512	114
月間有効 求人数	1,637	1,609	1,580	57
新規求 人倍率	1.71	1.72	1.78	▲ 0.07
有効 求人倍率	0.92	0.91	1.04	▲ 0.12
紹介件数	272	335	251	21
就職件数	119	125	106	13

■雇用保険関係 (8月)

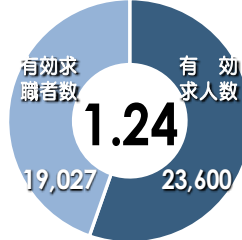
項 目	当 月	前 月	前年同月	前年増減
適用 事業所数	1,506	1,510	1,520	▲ 14
月末 被保険者数	24,766	24,777	24,859	▲ 93
受給資格 決定件数	100	122	73	27
受給者 実人員	436	476	369	67

■有効求人倍率 (8月)

ハローワーク中津管内



大分県



九州

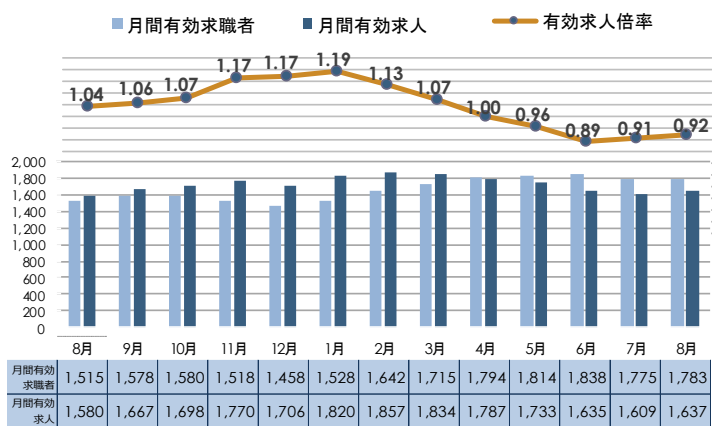


全国



※大分県、九州及び全国の有効求人倍率は、季節調整値

有効求人倍率／求人・求職の推移 (令和6年8月～令和7年8月)



7 セミナー、各種相談会のお知らせ

就職支援セミナー＆個別相談

事前
申込み

10/14 (火)

13:30～15:30 セミナー

15:30～16:30 個別相談

会場:ハローワーク中津 2 階 会議室

再就職のための求職活動の進め方について学び、応募書類作成・模擬面接等をしながら実践力を身につける専門講師によるセミナー(定員各 10 名)定員に満たない場合は当日申し込み・受講も可能です。【申込み】ハローワーク中津総合案内まで

【問い合わせ】0979-24-8609

福祉のしごと相談会

当日
受付

10/17 (金)

13:00～15:00

会場:ハローワーク中津 1 階 面談ブース

保育・福祉関係の職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供を行っています。

【問】大分県福祉人材センター ☎ 097-552-7000

看護職の就職相談会

当日
受付

10/21 (火)

10:00～12:00 会場:ハローワーク中津 1 階 面談ブース

ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供を行っています。

【問】大分県ナースセンター ☎ 097-574-7136

心理カウンセリング

事前
予約

10/3・10・24・31 (金)

13:00～16:00 会場:ハローワーク中津 2 階 相談コーナー

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士の相談やアドバイスが受けられます。【予約】ハローワーク中津まで

おおいたサポステ出張相談会

事前
予約

10/9・23 (木)

13:00～16:00 会場:ハローワーク中津 2 階 会議室

働くことに悩みを抱えている 15～49 歳までの方へのキャリア・コンサルタントが丁寧にコンサルティングを行い、就職に向けてサポートします。

【予約】おおいた地域若者サポートステーションまで ☎ 097-533-2622